

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領

1 目的

青森市ふるさと応援寄附制度を活用し、地域資源を活かした特産品の販路拡大や交流人口の拡大につながることを目的に、青森市へ寄附された方への本市の魅力をPRする返礼品を提供いただける法人、団体又は個人事業者（以下「提供事業者」という。）を募集する。

2 応募条件

（１） 提供事業者

提供事業者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- ①各種法令等を遵守した生産・製造・販売及びサービスの提供を行っていること。
- ②本市に本店又は主たる事務所を有する事業者であること。ただし、本市内で生産された物品又は提供されるサービスを取り扱う市外の事業者については提供事業者として認める。
- ③国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団又は暴力団員ではないこと。
- ⑤申請時以前に法令違反等不誠実な行為があった場合は、申請時において、事象が発生した日等から、別表に定める停止措置期間を経過していること。
- ⑥本市のアンテナショップ等での物品販売や情報発信に協力すること。

（２） 返礼品

返礼品は、次の条件をすべて満たすものとする。

- ①青森市の魅力を発信し、地域資源を活かした特産品の販路拡大や交流人口の拡大につながる要素をもつ商品等であること。
- ②ふるさと納税に係る総務省告示の基準等を満たしていること。
- ③品質が安定しており、申込に確実に対応できる在庫設定ができること。
- ④飲食物の場合は、産地名を適正に表示すること。また、5日以上の賞味期限等が保証されているものであること。

3 委託事業者との取引

- （１） 返礼品提供事業者は、青森市ふるさと応援寄附制度の実施に係る業務全般（寄附受付、返礼品調達・発送、寄附者情報管理、問い合わせ対応等）を委託している事業者株式会社さとふる（以下「委託事業者」という。）と取引することとし、次の業務への対応が可能であること。ただし、対応が困難な場合は市と協議すること。

- ①返礼品及び提供事業者の登録手続き、返礼品の受注や集荷の連絡等、原則、電子メールでの対応
 - ②委託事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトの掲載基準に従った返礼品の登録
 - ③ふるさと納税ポータルサイトへの掲載や青森市ふるさと応援寄附制度のPRのために必要とする返礼品の画像データの提供
 - ④委託事業者が指定する配送業者による集荷・発送
- (2) 返礼品の申込受付から発送、支払いまでの業務の流れについては、市が指定する別図返礼品の申込・発送・支払までの業務の流れに従うこと。
- (3) 返礼品の代金は、委託事業者との契約に基づいて、委託事業者から提供事業者へ支払うものとする。

4 提供事業者の特典等

- (1) 提供事業者は、市が利用するふるさと納税ポータルサイト「さとふる」等に、返礼品の画像、商品名、提供事業者名及び商品説明のほか、提供事業者の特徴を掲載できるものとする。
- (2) 返礼品の発送に当たり、配送料が変わらない範囲において、自社の商品カタログやパンフレットを同梱して発送することができるものとする。
- (3) 配送料や寄附申込時の決済手数料等経費は、本市で負担するものとする。
- ただし、提供事業者の瑕疵による返礼品の再配送対応の場合の送料は、提供事業者が負担すること。

5 申請方法

- (1) 提供事業者及び返礼品の登録及び変更を申請する場合は、次の申請書を市に提出すること。
- ①青森市ふるさと応援寄附制度 提供事業者新規登録(変更) 申請書(様式第1号)
 - ②青森市ふるさと応援寄附制度 返礼品新規登録(変更) 申請書(様式第2号)
- (2) 返礼品の取扱いを停止する場合は、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止申出書(様式第3号)を市に提出するとともに、委託事業者に対し、委託事業者が指定する方法で速やかに連絡すること。

6 返礼品の取扱い

- (1) 返礼品の取扱決定、開始
- ①市は、本要領に基づき申請内容を審査し、返礼品を決定した場合は、提供事業者に対し、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱通知書(様式第4号)により通知するものとする。

②新規返礼品の取扱いは、年３回の定例入替（４月・８月・１２月）時に開始するものとする。

③季節商品など定例入替によることができない場合は、随時開始することができる。

（２） 返礼品取扱停止

市は、取扱開始となった返礼品が次のいずれかの要件に該当するときは、当該返礼品を取扱停止とするものとし、取扱停止を決定した場合は、提供事業者に対し、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止通知書（様式第５号）により通知するものとする。

ただし、宿泊券等のサービスの提供の場合は、有効期限内におけるサービスの撤退を行わないよう努め、万が一撤退する場合は寄附者に対し、誠実に対応すること。

①本要領２に定める条件に適合しなくなったとき。

②提供事業者から青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止申出書（様式第１号）の提出があったとき。

③飲食物は定例入替時において、４か月を１期とし、２期連続で申込少数のとき。

７ 提供事業者の取扱停止

（１） 市は、提供事業者が別表の要件に該当するときは、別表の規定により期間を定め、当該提供事業者を取扱停止するものとする。

取扱停止となる提供事業者に対しては、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品提供事業者取扱停止通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（２） 取扱停止期間が終了し、取扱の再開を希望する提供事業者は、青森市ふるさと応援寄附制度提供事業者新規登録（変更）申請書（様式第１号）及び青森市ふるさと応援寄附制度返礼品新規登録（変更）申請書（様式第２号）を市へ提出すること。

（３） 本要領に定める募集条件に反する事実又は取扱停止措置要件に該当する事実が判明した場合は、本市へ速やかに書面（様式任意）で申し出ること。

８ 実地調査等

（１） 市は、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、提供事業者に対して、返礼品に係る業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（２） 提供事業者は、（１）に規定する市が行う調査等に応じなければならない。

（３） （１）及び（２）の規定にかかわらず、各種法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

９ 留意事項

（１） 提供事業者は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、寄附者等の個人情報を

適正に取り扱うこと。

- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情等があった場合は、提供事業者の責任において真摯に対応し解決に努めるとともに、その内容については、本市及び委託事業者へ速やかに連絡すること。なお、品質に係るクレーム対応について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 提供事業者は、ふるさと納税に係る総務省告示の基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (4) 提供事業者が本要領に違反し、又は市に損害を与えた場合は、市は、当該提供事業者に対し、違約金及び損害賠償を請求することがある。
- (5) リーフレット、ホームページ等青森市ふるさと応援寄附制度に関する広報で紹介する返礼品は、寄附者からの申込状況や広報元の依頼に基づいて市が決定するものとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要領は、令和4年11月24日から実施する。

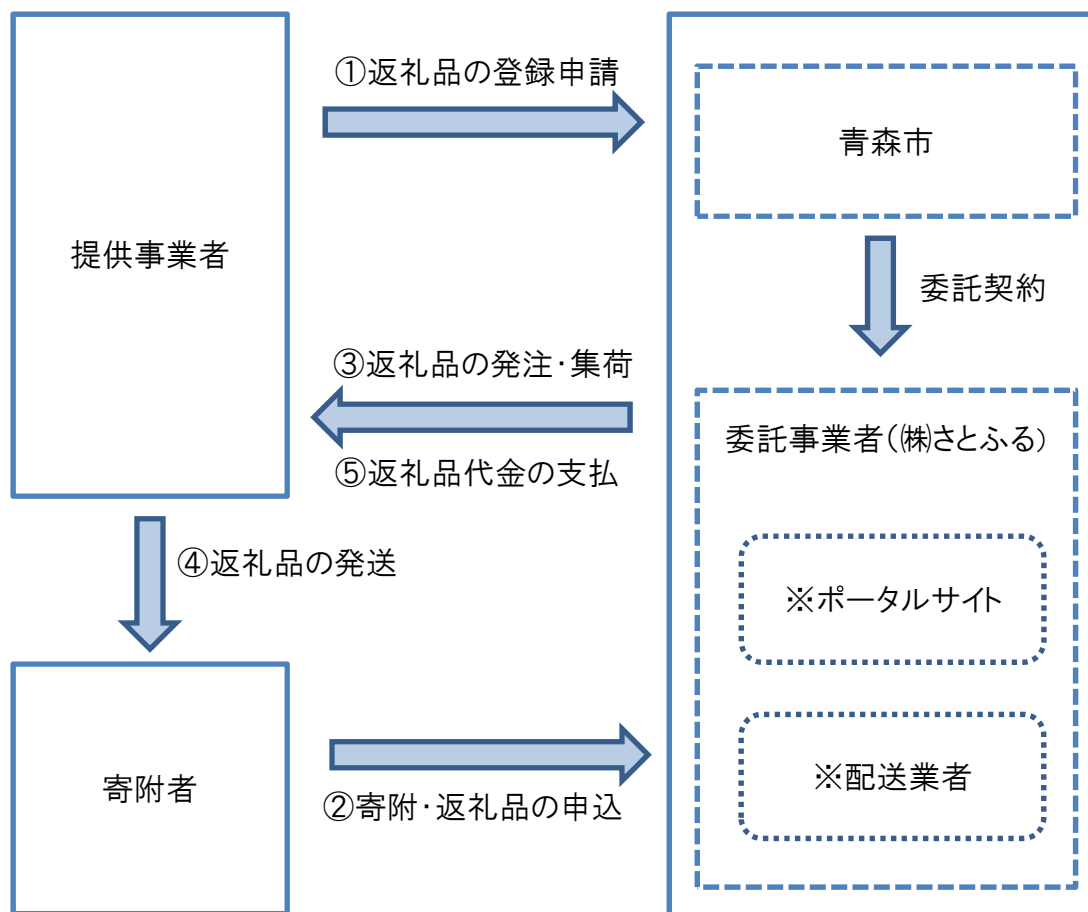
(実施期日)

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要領は、令和6年10月1日から実施する。

【返礼品の登録申請、発送、支払までの業務の流れ】



年 月 日

青森市ふるさと応援寄附制度 提供事業者新規登録(変更)申請書

青森市長 様

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に基づき、提供事業者として新規(変更)登録したいので、下記のとおり申請します。

また、下記誓約事項をすべて満たすことを誓約し、市が確認に必要な関係機関への調査について同意します。

所在地	
事業者名	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

※事業者概要等がわかるもの(任意様式・パンフレット等でも可)をご提供ください。

< 誓約事項 >

- ①青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に基づき提出する書類の記載内容は真実に相違ないこと。
- ②各種法令等を遵守した生産・製造・販売及びサービスの提供を行っていること。
- ③国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑤申請時以前に法令違反等不誠実な行為があった場合は、申請時において、事象が発生した日等から、別表に定める停止措置期間を経過していること。
- ⑥本要領に記載する内容をすべて遵守すること。
- ⑦上記事項に反する事実が判明した場合は速やかに申し出ること。

年 月 日

青森市ふるさと応援寄附制度 返礼品新規登録(変更)申請書

青森市長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に基づき、返礼品として新規登録したいので、下記のとおり申請します。

商 品 名		＜商品画像＞
提 供 価 格	円(包装代、消費税等を含む)	
原材料/産地	/	
製造・加工地		
配 送 業 者	(佐川急便 ・ ヤマト運輸 ・ 日本郵便)	
配 送 規 格	(常温 ・ 冷蔵 ・ 冷凍) 梱包時重量: kg 以下 梱包時サイズ: cm 以下(3辺合計)	
内 容 量		
商 品 概 要		
賞 味 期 限	なし ・ 日まで	
発 送 時 期	通年 ・ 月 日 ～ 月 日	
提供可能数	無制限 ・ 箱まで	
そ の 他		

※商品概要等がわかるもの(任意様式・パンフレット等でも可)をご提供ください。

年 月 日

青森市ふるさと応援寄附制度 返礼品取扱停止申出書

青森市長 様

所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に基づき、下記の返礼品の取扱停止を申し出します。

記

No	返礼品名	取扱停止理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

様式第 4 号

青市市協第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

青森市長

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱通知書

青森市ふるさと応援寄附制度（ふるさと納税）返礼品につきまして、下記のとおり商品の取り扱いが決定となりましたので、通知いたします。

本市ふるさと応援寄附制度の推進のため、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 取扱商品

①

2 取扱時期

② 年 月～

（注）

- ・①には、商品名を記載する。
- ・②には、取扱の開始年月を記載する。

様式第 5 号

青市市協第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

青森市長

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止通知書

青森市ふるさと応援寄附制度（ふるさと納税）返礼品につきまして、下記のとおり商品の取扱停止が決定となりましたので、通知いたします。

本市ふるさと応援寄附制度の推進のため、新たな商品の御提案等ございましたら、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 取扱停止商品

①

2 取扱停止時期

② 年 月

3 取扱停止事由

③

(注)

- ・①には、商品名を記載する。
- ・②には、取扱停止年月を記載する。
- ・③には、取扱停止事由を記載する。

様式第 6 号

青市市協第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

青森市長

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品提供事業者取扱停止通知書

このたび、貴 が ① ことは、誠に遺憾である。

よって下記のとおり青森市ふるさと応援寄附制度返礼品の取扱を停止することとしたので通知する。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。

記

- 1 取扱停止の期間 ②令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 2 取扱停止の理由 ③

(注)

- ・①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ・②には、取扱停止の期間の始期及び終期を記載する。
- ・③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領 別表

措置要件	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 返礼品提供事業者及び返礼品に係る申請書類又は市の発注する物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等(以下「市発注契約」という。)に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による粗雑な業務履行) 2 返礼品の提供に当たり、過失により返礼品提供を粗雑に行ったと認められるとき(軽微であると認められるときを除く。)、又は市発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書等による指摘を受けて1割以上の補修等を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書等の指摘を受けて1割未満の補修等を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6箇月 3箇月 2箇月 1箇月
3 県内における物品(動物を除く。)の売買又は修繕の供給契約、物品の製造の請負契約、測量、建設コンサルタント等業務を除く委託契約、賃貸借契約等で市発注以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	(1) 初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金等の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、返礼品の提供に当たり委託事業者の契約に違反し、又は市発注契約の履行に当たり契約に違反し返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。	(1) 提供事業者の事由による委託事業者との契約解除又は請負人の事由による契約解除 ア 委託事業者又は市との契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、納期内に履行することができなかった場合 (3) 必要な報告を怠った場合 (4) 検査業務等の執行を妨害した場合 (5) その他委託事業者又は市との契約書、仕様書等に係る違反に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間

措置要件	運用基準	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 返礼品の提供又は市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6箇月 4箇月 2箇月 1箇月 2箇月 1箇月
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた返礼品提供関係者事故) 7 返礼品の提供又は市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、提供関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4箇月 2箇月 1箇月 2週間
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2箇月 1箇月 2週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)または(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等	12箇月 9箇月 6箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人等の逮捕等	9箇月 6箇月 3箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9箇月 3箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	16箇月 12箇月

措置要件	運用基準	期間
員等若しくは使用人が逮捕されたとき。		
13 市発注契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	36箇月 30箇月 24箇月 18箇月
(競売入札妨害又は談合) 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	16箇月 14箇月 12箇月
15 市発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等	36箇月 30箇月 24箇月
(不当な情報提供要求等) 16 市発注契約に関し、市の職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められるとき	(1) 代表役員等が不当な情報提供要求等を行った場合 (2) 一般役員等又は使用人が不当な情報提供要求等を行った場合	9箇月 4箇月
(営業等に関し必要な許可法律等の違反行為) 17 営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、製造の請負、物品の購入、その他の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 県内における許可法律等の違反 ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ 処分(営業停止)がなされた場合 ウ 処分(指示処分)がなされた場合 (2) 県外における許可法律等の違反 ア 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 イ 処分(営業停止)がなされた場合	9箇月 3箇月 2箇月 1箇月 6箇月 2箇月 1箇月
18 返礼品の提供又は市発注契約に関し、営業等に関し必要な許可法律等の規定に違反し、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。	(1) 許可法律等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 処分(営業停止)がなされた場合 (3) 処分(指示処分)がなされた場合	9箇月 4箇月 3箇月 2箇月
(不正又は不誠実な行為) 19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、返	(1) 返礼品提供又は市発注契約における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕	

措置要件	運用基準	期間
礼品提供事業者として不相当であると認められるとき。	捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他の法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく返礼品の提供又は落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (2) 県内における不正又は不誠実な行為(返礼品の提供又は発注契約における場合を除く。) ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他の法令違反があった場合 (3) 県外における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 (4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不相当であると認められる場合 ア 市発注契約に関する場合 イ 市発注契約以外の業務に関する場合 (5) 上記に寄りがたいとき 一般市民への直接的影響(1箇月以上3箇月以内「(青森市民への影響3箇月、青森県民への影響2箇月、その他の影響1箇月)」×2倍(逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき)+事後処理等の加算(3箇月以内))	9 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月 1 2 箇月 1 8 箇月 1 2 箇月 1 箇月以上 9 箇月以内
20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(1) 県内におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 県外におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9 箇月 3 箇月 6 箇月 1 箇月
備考 1 一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期(期間が定められているときは、その期間。以下同じ。)及び長期(期間が定められているときは、その期間。以下同じ。)の最も長いものをもってそれぞれ取扱停止の期間の短期及び長期とする。 2 取扱停止を受けた者または受けるべき者の取扱停止期間の短縮、延長及び解除については、「青森市競争入札参加資格業者指名停止要領」第6条から第10条までによるものとする。		